

「内湖再生全体ビジョン（案）～価値の再発見から始まる内湖機能の再生～」
に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

平成 25 年 1 月 22 日（火）から平成 25 年 2 月 22 日（金）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「内湖再生全体ビジョン（案）」について意見・情報の募集をおこなった結果、8 名の方から延べ 24 件の意見等をいただきました。

これらの意見等や、同時期に照会していた市町および関係機関からの意見（16 件）に対する滋賀県の考え方を別紙のとおり示します。

なお、とりまとめにあたり、提出いただいた意見等は一部要約しています。

【提出された意見・情報の概要】

県民政策コメントに 市町・関係機関
提出された意見・情報 からの意見

第1章 内湖の機能・価値	4	
第2章 内湖の歴史的変遷と現状	2	
第4章 目標と指標の設定		4
第5章 内湖再生のイメージ	7	10
第6章 内湖再生に向けた課題	4	2
「内湖再生全体ビジョン（案）」全般に関すること	2	
その他の意見・情報	5	
(総数)	24 件	16 件

【別紙】

1 県民政策コメントに提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	箇所	内容	県の考え方
第1章 内湖の機能・価値				
1	3	24行	マザーレイク 21 計画第2期改定版の主旨から言えば、人の暮らしを支える機能によって、内湖は人（暮らし）と湖をつなぐ役割も果たしていたと明記しておくべきではないか。	ご意見を踏まえて、下線部を追加します。 「こうして、人の手が加わることによって、持続的に維持されるとともに、内湖は人（暮らし）と湖をつなぐ役割を果たしてきました。」
2	5	10行	八幡瓦の記述について、泥藻と良質な粘土との間の関係には根拠がないのではないか。	ご意見を踏まえて、下線部を追加します。 「これは、粘土に含まれる泥藻由来の有機物が焼き上げられる際に適度な空隙を作り、品質の良い瓦ができたからとも言われています。」
3			戦後、琵琶湖とその周辺が国立公園に指定されず、下位の国定公園に指定された背景に戦中戦後の内湖干拓による湖岸の景観破壊があったことを論証した研究がある。 内湖の景観的価値を別の角度から言及できないか。	重要な情報であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
4			「人の暮らしを支える価値」の内容について、地域住民の理解と活動参加のインセンティブが働くような内容、記載方法の工夫する必要があるのでないか。	ご意見を踏まえて、今後、地域での取組を進めていく上で、分かりやすい資料作成や説明に努めます。
第2章 内湖の歴史的変遷と現状				
5	7	(4) 干拓事業による内湖面積の減少	琵琶湖水位が高いときには、内湖が貯水池として、増水を緩和する機能も果たしていたので、内湖の干拓には強い反対があったと聞いている。 水位が下がり、洪水調整機能を失ったために、干拓の対象となったということではないか。	原文は意見の趣旨に沿った記述と考えていますので、原文のとおりとします。
6	12		早崎内湖は、消失内湖として表示されているが、いつごろまでに内湖として再生完了するのか本ビジョンで明確にする必要があるのでないか。	本ビジョンは、事業計画ではなく、内湖再生に向けた道筋を示すものであり、個別の内湖の取組を記載するものではありません。
第5章 内湖再生のイメージ				
7			内湖の資源を利用できることが再生につながると考える。 内湖の底泥の成分を分析することにより、肥料として利用することが可能と思われる。 県の試験場で分析をおこない、その結果をHP等で利用者へ提供すれば良いのではないか。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
8			在来魚の成育の場となるような取組を継続してほしい。	今後とも引き続き、在来魚の成育の場となるような取組を進めます。
9	28		内湖を緩衝地帯としての価値を高めるために、市民の内湖への関心を高める必要がある。その仕掛け人は、自治会、NPO等の主導が望ましいが、一方で行政の支援も必須。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
10	28		内湖は集水域の最下流部であるため、上流域の散乱浮遊ゴミが滞留することから、「ゴミのポイ捨て防止」啓発を強く望む。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
11			自然と生態の生成循環の原理を活かす取組や、自然の原理を活かした浄化方法に切り替えることは、流域全体で県民が実践する課題であり、あらゆる施策に優る効果がある。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。

番号	頁数	箇所	内容	県の考え方
12			「人の力」を活かして、いつでも・どこでも・誰でもができることを実践する(①ゴミのポイ捨てをなくす ②河川に流入する有形ゴミを除去する)ことは効果がある。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
13	28		内湖再生ボランティア参加の動機付け、継続的に参加しやすい仕組み等について検討を進めてほしい。	重要なご意見であり、今後の取組の参考にさせていただきます。
第6章 内湖再生に向けた課題				
14	39		かつて内湖であったところを再び内湖あるいは水域に戻すための財源についても、なんらかの形で書きこむべきではないか。	ご意見は重要な視点ですが、本ビジョンは、事業計画ではなく、事業の財源を個別に記載するものではありません。原文のとおりとします。
15			消失内湖再生は誰が責任をもって「手間」と「費用」を負担・維持するのか。長期財政状況等を鑑み消失内湖再生を計画されているのか。	現在、早崎内湖において再生の取組を進めています。 早崎内湖以外の消失内湖については、既存内湖、新規内湖と同様に、地域が主体となり、地域特性を踏まえた検討が今後必要と考えています。
16			財源・技術・持続的な取り組みなど課題を克服する具体的な方針を明確にする必要があるのではないか。	ご意見は重要な視点ですが、本ビジョンは、事業計画ではなく、内湖再生に向けた道筋を示すものです。具体的な方針等については、今後、第5章内湖再生のイメージをもとにそれぞれの内湖の地域特性に応じ、関係者の協働のもとで進めていきたいと考えます。
17			「地域主体で進める内湖再生に向けた取組」の具体的な内容、財源措置、スケジュールを明確にする必要があるのではないか。	ご意見は重要な視点ですが、本ビジョンは、事業計画ではなく、内湖再生に向けた道筋を示すものであり、本文中には個々の内湖の具体的な取組を記載するものではありません。今後、第5章内湖再生のイメージをもとにそれぞれの内湖の地域特性に応じ、関係者の協働のもとで進めていきたいと考えます。
内湖再生全体ビジョン（案）全般に関すること				
18			一般の人に読んでもらうのは難しい。 一回読んだだけでは、再生内湖がどのようになるのか想像できなかった。	ご意見を踏まえて、今後、地域での取組を進めていく上で、分かりやすい資料作成や説明に努めます。
19			「県内各地の内湖がどのような情況にあり、どのようにする必要があるのか。」について、原案は少々難しいため、市民が理解し易いよう工夫する必要がある。	ご意見を踏まえて、今後、地域での取組を進めていく上で、分かりやすい資料作成や説明に努めます。

その他の意見・情報

その他の意見・情報については、県の考え方を示していませんが、今後の取組をおこなう際の参考とさせていただきます。

- ・なぜびわ湖に本来魚種が戻らないのか。その根本原因を取り除く対策を実施する必要がある。
- ・びわ湖を再生させるためには、従来政策の「汚濁負荷の削減」ではなく、「育てる・美しくする」発想へ転換する必要がある。
- ・びわ湖を再生させるためには、河川・池・内湖をきれいにすることから始める必要がある。
- ・過去の10年間の総括が甘いため、マザーレイク21計画第2期改定版の網羅的な目標は、お題目に終わる心配があるが、その中で内湖再生全体ビジョンは、びわ湖再生につながる注目すべき政策である。
- ・琵琶湖の再生に関する法律で国の支援策を引き出すことが必要である。

2 市町および関係機関からの意見とそれに対する滋賀県の考え方

番号	頁	箇所	内容	県の考え方
第4章 目標と指標の設定				
1	26	表 4.3.1 表 4.3.2	「緩衝地帯としての価値」のアウトカム指標とアウトプット指標の整合をとる必要があるのではないか。	ご意見を踏まえて、湖内水環境改善対策のアウトカム指標に「底質」を、浄化機能の保全、再生のアウトカム指標に「水草の繁茂面積」を追加します。
2	26	表 4.3.1	「人の暮らしを支える価値」のアウトカム指標に、「内湖での農業水利で営農している人の割合」を追加してはどうか。	ご意見を踏まえて、多様な利用・ニーズに応じた整備アウトカム指標に、「内湖での農業水利で営農している人の割合」を追加します。
3	26	表 4.3.2	「緩衝地帯としての価値」のアウトプット指標に「底質状況(底質分析)」の項目を追加してはどうか。	底質状況はアウトカム指標と考えられます。なお、アウトカム指標には底質を追加しています。
4	26	表 4.3.2	アウトプット指標に「外来植物の駆除面積」と「水草の刈取面積」を追加してはどうか。	ご意見を踏まえて、外来生物対策のアウトプット指標に「外来生物の駆除(重さ、面積等)」を、湖内水環境改善対策に「水草の刈取面積」を追加します。
第5章 内湖再生のイメージ				
5			全ての内湖を対象としているため抽象的な内容となっている。これまで県が取組んできた事業や地域での活動を紹介することで具体的な取組内容が想像できるものと思われる。	県がこれまで取り組んできた事業については。資料編の資料37に取組事例として事業の名称と関係機関名等を掲載しています。個々の事業の詳細は、HP上などで公開していくたいと考えています。
6	28	表 5.1.1	「水陸移行帯の保全対策」の主な再生手法に土砂堆積による「河口閉塞の防止」を追加してはどうか。	ご意見を踏まえて、「水陸移行帯の保全対策」の主な再生手法に「河口閉塞の防止」を追加します。
7	28	表 5.1.1	「人の暮らしを支える価値」の対策実施に当たって踏まえるべき事項に「農業水利との調整・合意形成が必要」を追加してはどうか。	ご意見を踏まえて、「人の暮らしを支える価値」の対策実施に当たって踏まえるべき事項に「農業水利との調整・合意形成が必要」を追加します。
8	30	表 5.2.1	ソフト的な対策における「樋門の操作運用等水管管理の見直し」について、どのような操作運用を想定しているのか。	例えば、産卵等で魚が遡上する時期に樋門を閉鎖するような操作運用については、それらを見直すことなどを想定しています。
9	30	表 5.2.1	ソフト的な対策の「ヨシ群落の維持管理」について、県内各地で行われているヨシ刈りやヨシ焼き等の情報を県HP等にて一括して確認できるようできないか。	ご意見を踏まえて、より分かりやすい情報発信に努めます。
10	30	表 5.2.1	ソフト的な対策の「外来生物の駆除」について、琵琶湖や伊庭内湖は滋賀県の管理地であることから、生態系保全のために駆除をするといった県の積極的な姿勢が必要である。その上で、関係市町や関係団体、地域住民等と協力して駆除活動を行うというものが本来の姿ではないか。 内湖再生のための維持活動には、琵琶湖の管理者としての滋賀県の姿勢(土木部局、水産部局、環境部局等横断的な連携による価値観の統一)が非常に重要ではないか。	ご意見を踏まえて、県の各部局において価値観、課題を共有し、外来植物の駆除についての役割分担の整理を行う等、内湖の再生に向けて今後一層横断的に取り組むよう努めます。

番号	頁	箇所	内容	県の考え方
11			行政がバックアップするのみでは、地域・民間の参画は望めないため、推進施策も必要ではないか。	本ビジョンで示したように、見出すべき内湖の価値、再生すべき機能は、単に公共用水域の環境保全という範囲にとどまりません。したがって内湖再生の取組はあらゆる関係者が、それぞれの役割に応じて主体的に関わる必要があると考えます。 当然、県は県としての役割を果たす必要があります、その具体的な関わり方は地域によって異なると考えています。
12	36	(1)役割分担 ○行政の責務と役割	本ビジョンに、内湖再生に係る事業実施の費用負担を旨とするのであれば、公共用水域（主要内湖）の環境保全に係る県・市町の役割分担のあり方から、滋賀県が主体となって事業化に取り組む姿勢を明記することが必要ではないか。	ご意見を踏まえて、以下のとおり下線部を追加します。 ○行政の責務と役割 地域・民間では十分に実施できない取組、法制度の活用、技術的な取組に対する助言等については、行政がバックアップします。 <u>また、目標の達成に向けて、地域・民間など多様なステークホルダーに参画を促します。</u> さらに、内湖再生に係る事業等が必要になる場合は、内湖の持つ価値について行政としても認識・評価し、その実施や費用の負担について、国や国の関係機関、県、関係市町で連携、調整の上、取り組んでいきます。
13			県が率先して取組みたいことをリーディングプロジェクトとして掲載してはどうか。	個々の内湖の取組については、地域特性に応じた持続的なものとなるよう、今後、関係者との協働のもとで進めていきたいと考えます。
14			守山市に所在する全ての内湖は、新規内湖であり、閉鎖水域となっており、流速はほぼ無いに等しい。また、水草・ヨシに魚の死骸等の漂着物が引っ掛かることで、水の流れがさらに阻害されている。このような状況で気温が上昇すると、魚の死骸や枯れた水草などが腐臭を放ち、水面には油膜の様なものが見えるなど近隣住民から苦情が出ている。 本ビジョンには、内湖再生の具体策が明記されていないことから、上記のような内湖の現状を認識し、再生に向け取り組みを進められることを望む。	意見として受け止め、今後の内湖再生の取組を進める上での参考とします。
第6章 内湖再生に向けた課題				
15	38	8行	内湖再生には、労力や財源が課題になっているとの記述があるが、どのような方法で事業の優先順位を決めるのか。優先順位を決める要因は様々あると考えられるが、例えば、地元要望が大きな内湖を優先したりすることも考えられるのではないか。	ご意見のとおり、事業を進めていく上では、地元要望が大きいなど、内湖再生への意欲のある地域において進めていくことが重要と考えます。
16	42		既存内湖においては、依然として埋め立てや産廃処分場などの開発を受けやすい状況にある。このため、内湖及び背後地の連続性の維持を念頭においた「開発行為の制限」などの法整備が必要ではないか。	意見のとおり、内湖の保全には開発行為の制限は重要な視点であり、今後の検討課題の一つと考えます。

内湖再生全体ビジョン作成スケジュール

年月	県議会報告等	内湖再生ビジョン検討委員会	関係機関調整・調査など PT(庁内プロジェクトチーム会議)
H23.12			12/21(水)PT①
H24.1 2		1/20(金) 【第1回】検討委員会 ・内湖の機能・現状、課題の整理 ・イメージの設定	2/10(金)PT②
3		3/12(月) 【第2回】検討委員会 ・重点事項・検討の方向性の整理	
4			
5			
6			
7			7/4(水)PT③
8		7/31(火) 【第3回】検討委員会 ・詳細調査等について	7/29(日)利用実態調査 8/5(日)利用者ニーズ調査 市町ヒアリング
9		ビジョン草案作成	現地詳細調査
10		10/16(火) 【第4回】検討委員会 ・ビジョン草案について	10/3(水)PT④
11			
12	12/21(金)【常任委員会報告】 ・ビジョン案報告	12/18(火) 【第5回】検討委員会 ・ビジョン案について	12/4(火)PT⑤ ↓ 12/25(火)PT意見照会
H25.1 2	1/21(月)【常任委員会報告】 ・県案報告(パブリックコメント)	県案の作成	
3	3/11(月)【常任委員会報告】 ・ビジョン報告	内湖再生全体ビジョン策定	
		県民政策コメント (パブリックコメント) 1/22(火)～2/22(金) 1/24(木)市町・関係機関 説明会開催・意見照会	